

比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善

アクションプラン（行動計画）について

1. 比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善アクションプラン（行動計画）とは

- 泡瀬沿岸域の環境問題（生活雑排水等による水質・底質の汚濁等）を解決するため、沖縄県港湾課及び沖縄市東部海浜開発局が平成19年3月に策定した計画です。
- 沖縄県及び沖縄市の関係行政機関16課からなる「泡瀬地区行政連絡会」を組織し、37項目の行動計画（アクションプラン）を定めています。
- 本計画では、泡瀬沿岸域の環境改善について、関係者の役割と取り組みを明確化し、啓発資料として活用することにより目標の早期達成を図っていきます。

【目標】

- (1)水質・底質の改善に寄与する環境の再生
- (2)多様な生物が生育・生息する自然環境の再生

【取り組みの体系】

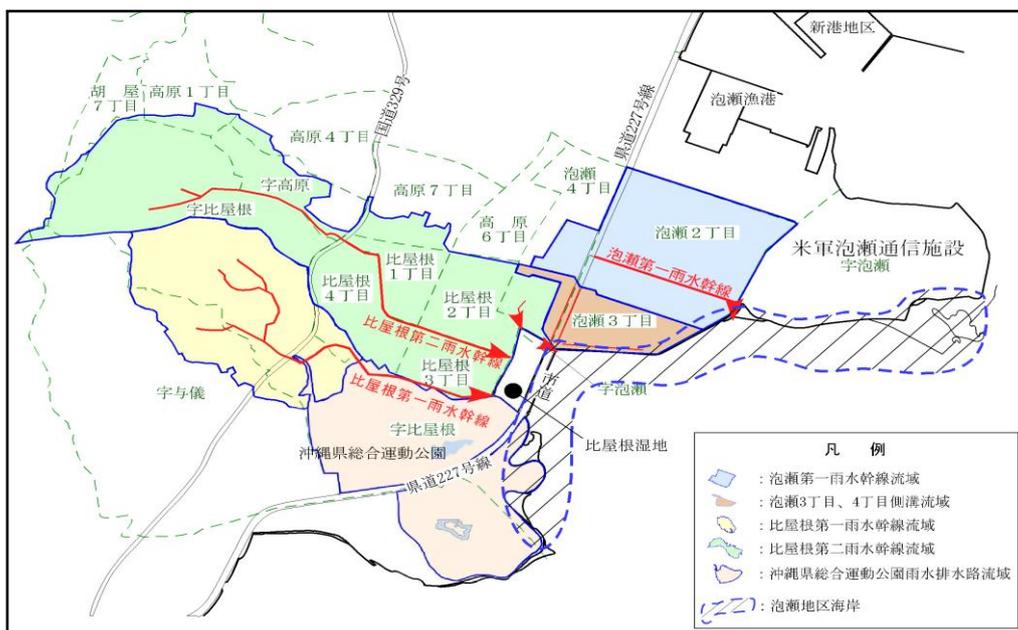
- ①水質・底質の改善
- ②生物の生育・生息環境の保全・再生
- ③人と水との関わり合いの強化

2. 計画の期間

- 本計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間で中期的目標達成期間とします。

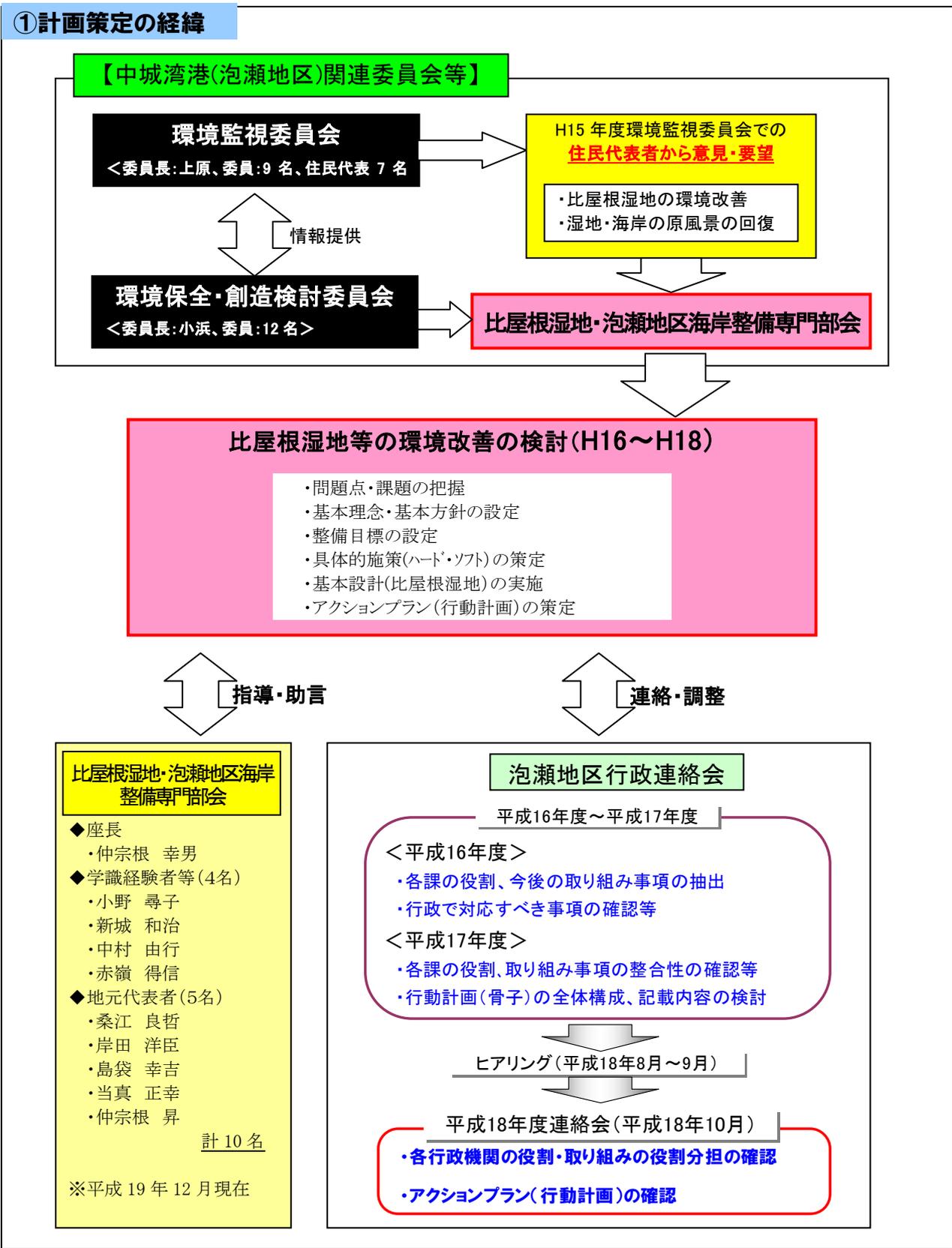
3. 計画の対象地域

- 泡瀬地区海岸（県総合運動公園前～泡瀬通信施設）。
- 泡瀬海域へ流出する背後陸域の雨水幹線流域並びに比屋根湿地。



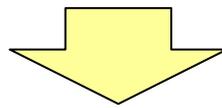
4. 計画策定の経緯

- 本計画は、泡瀬沿岸域の環境改善等の地元の要望を踏まえ、平成16年度から平成18年度にかけて検討してきました。
- 沖縄県及び沖縄市の関係機関からなる「泡瀬地区行政連絡会」において連絡・調整を図りながら本計画を策定しました。検討にあたっては、学識経験者等で構成される「比屋根湿地・泡瀬地区海岸整備専門部会」から指導・助言をいただいております。



②環境の現状と課題

- ◆生活排水等が雨水幹線へ流入し河口等に恒常的にヘドロが堆積している。
→ヘドロを除去し、水質・底質を改善する必要がある。
- ◆降雨時には堆積した汚濁物質が湿地・海域に過剰に流出している。
→水質改善の施策(ハード面、ソフト面)を策定する必要がある。
- ◆比屋根湿地北側では外来種(ヒラギギク)が侵入・陸地化が進行している。
→外来種・土砂を撤去し、自然浄化機能を改善する必要がある。
- ◆ゴミの不法投棄等環境悪化により湿地・干潟への意識が低下している。
→ゴミの不法投棄等を防止し、環境意識を向上する必要がある。



③整備方針の設定、アクションプランの策定

- ◆泡瀬地区海岸の整備方針、比屋根湿地の具体的整備計画の設定
- ◆泡瀬沿岸域の環境改善策及び推進体制を定めたアクションプランを策定



- ・緩傾斜式石積護岸による連続性確保
- ・石積護岸による海岸植物の生育環境の創造



湿地環境保全ゾーン
・特に生物の生育・生息に配慮して現状を保全または改善していくゾーン

水質浄化促進ゾーン
・生物の生育・生息に配慮しつつ、水質浄化機能を考慮した整備を促進していくゾーン

- 本計画では、既存資料調査、住民意向調査、現地調査等を行って現状の問題点・課題を把握しました。
- 現況の問題点・課題を踏まえ、泡瀬地域の歴史的背景、地元が望む湿地・海岸のあり方(基本理念)を設定しました。
- 泡瀬沿岸域の環境改善策を体系化、計画推進の体制づくりを整理したアクションプラン(行動計画)を策定しました。
- ハード対策として、泡瀬地区海岸の整備方針を検討し、比屋根湿地については具体的な整備計画の設定を行いました。

5. 計画の推進体制

- 平成19年度より「比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会」を設立し、計画の進行状況等を定期的に確認・見直ししながら、計画を推進していきます。

